

福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例の運用指針

1 目的等

この運用指針は、「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例（令和8年4月1日条例第30号。以下「条例」という。）」第13条に規

定する意見表明、第14条に規定する削除の要請等及び第15条に規定する説示又は助言の実施に関し必要な事項を定め、もって適正な条例の施行に資することを目的とする。

2 削除の要請等（条例第14条）

（削除の要請等）

第14条 市は、インターネット上において、特定の市民、事業者等、市内の地域等に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、指針に基づき必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）に対する当該侵害情報の削除の要請及び関係機関への通報を行うことができる。

（1）「特定の市民、事業者等、市内の地域等」について

ア 「市民」とは、市内に住所を有する者、勤務する者、在学する者、市内で活動する者をいう。

イ 「事業者等」とは、市内において事務所又は事業所を有する個人及び法人、市内で活動する団体をいう。

ウ 「市内の地域等」とは、市内の特定の地域の居住者や出身者といった特定の市民に対する権利侵害を認識できる規模の地域をいう。

（2）「不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らか」について

ア 「不当な差別的言動に係る侵害情報」とは、条例第2条において規定する「不当な差別的言動（人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動）等による当事者の権利を侵害する情報」をいう。具体的には、次の（ア）～（エ）のような人格権を侵害するもののうち不当な差別的言動に係る侵害情報をいう。

- (ア) 名誉毀損
- (イ) 名誉感情の侵害
- (ウ) プライバシー侵害
- (エ) 私生活の平穩の侵害

イ 「明らか」とは、不当な差別的言動に係る侵害情報による具体的な被害の存在が認められ、かつ人格権の侵害が認められる侵害情報であると客観的に判断できることをいう。判断にあたっては、一般読者の普通の注意と読み方を基準に、情報の内容により前後の文脈や発信者の投稿歴等も考慮する。

(3) 「必要があると認めるとき」について

「必要があると認めるとき」とは、次のような場合とする。ただし、既に訴訟手続準備中の事案や係争中の事案、また、訴訟が終了した事案であるときは除く。

ア ヘイトスピーチや障害のある人への不当な差別的言動、同和地区に関する情報の摘示等不当な差別的言動に係る侵害情報による被害者が広範囲にわたり自主的な被害の拡大防止・回復を促すことが見込めないとき。この場合は、被害者の申出を前提としない。

イ 被害者が、特定電気通信役務提供者に対して特定の個人等に係る不当な差別的言動に係る侵害情報の要請を行っても削除がなされないなど被害者自身による被害の拡大防止・回復を図ることが困難であって、市に対応を求めるとき。

(4) 「特定電気通信役務提供者」について

「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定されているが、具体的には、不特定の者によって受信されることを目的に、不当な差別的言動に係る侵害情報を流通させているウェブページやSNS、電子掲示板の運営・管理者であるプロバイダ、企業、個人等（以下「プロバイダ等」という。）をいう。

なお、特定の者や多数の者に宛てて同時に送られる電子メール等の通信役務を提供する者は含まれないことに留意する。

(5) 「侵害情報の削除の要請及び関係機関への通報」について

ア 「侵害情報の削除の要請」とは、プロバイダ等に対し、不当な差別的言動に係る侵害情報の削除の要請を行うことをいう。ただし、プロバイダ等の削除要請受付窓口やフォーム、連絡先等が不明であるなど技術的に削除の要請ができない場合は除く。

イ 「関係機関への通報」とは、必要に応じて、法務省人権擁護機関や京都府その他関係機関に対して、不当な差別的言動に係る侵害情報の流通の状況等について通報を行うものをいう。

3 説示又は助言（条例第 15 条）

（説示又は助言）

第 15 条 市は、次の各号のいずれにも該当する場合で、侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らかであるときは、その者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言を行うことができる。

（1）当該侵害情報が現にインターネットに流布しているとき。

（2）指針に基づき説示又は助言の必要があると認めるとき。

（1）「説示又は助言」について

ア 「説示」とは、行為者に対し、当該情報が侵害情報であるとして事理を説示し、反省を促し、削除を求めるものをいう。

イ 「助言」とは、行為者に対し、当該情報の問題点を指摘し、人権意識の涵養を促すとともに当該書き込みの削除を促すものをいう。

（2）「当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる」について

説示又は助言の実施にあたっては、不当な差別的言動に係る侵害情報の内容等に応じて使い分けを行う。

（3）「当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らか」について

ア 「発信した者」とは、インターネット上において、不特定の者によって受信されることを目的に、不当な差別的言動に係る侵害情報を発信した者をいい、「拡散した者」とは、当該情報を転載、引用、再投稿等により、インターネット上に広く流通させた者をいう（以下「発信者等」という。）。

イ 「明らか」とは、発信者等の氏名や住所等が判明している場合のほか、氏名や住所等は不明であるものの、プラットフォーム上のダイレクトメッセージなど不特定の者に視認されない方法により発信者等に対して説示又は助言できる場合も含む。

（4）「必要があると認める場合」について

「必要があると認める場合」とは削除の要請（条例第 14 条）を行ってもなお削除措置が講じられない場合であって、不当な差別的言動に係る侵害情報の内容、被害の状況等に鑑み、説示又は助言を行うことが相当であると認められる場合（被害者が説示又は助言を求めない場合を除く。）をいう。

4 意見表明（条例第 13 条）

（意見表明）

第 13 条 市は、インターネット上における特定の市民、事業者等、市内の地域等に関する不当な差別的言動に係る侵害情報に対し、福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例の運用指針（以下「指針」という。）に基づき必要があると認めるときは市の意見を表明することができる。

- （１）「意見表明」とは、インターネット上の不当な差別的言動に対して、決して許さないという市の態度を表明することをいう。その方法は、広く公に知らせめる方法をもつて行う。
- （２）「必要と認めるとき」とは、インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報が悪質であり、広範囲に影響を及ぼすと認める場合で、意見表明をすることで情報の拡散や新たな差別的言動の抑止につながると認める場合をいう。

5 福知山市人権問題協議会への意見聴取等

（１）意見聴取について

意見表明（条例第 13 条）、削除の要請等（条例第 14 条）及び説示又は助言（条例第 15 条）の実施にあたっては、あらかじめ福知山市人権尊重推進条例（令和 5 年 3 月 29 日条例第 33 号）第 8 条に規定する福知山市人権問題協議会に意見を聴くこととする。ただし、緊急を要する場合は、同協議会への意見聴取を省略し、実施後すみやかに報告を行うこととする。

（２）運用状況の報告について

条例の運用状況について、福知山市人権問題協議会に毎年度報告し、意見を聴くものとする。

6 指針の改正について

関係法令の改正や社会情勢等を鑑み、必要に応じて改正を行うものとする。
改正にあたっては福知山市人権問題協議会に諮るものとする。

附 則

この運用指針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。